

令和5年度 入所案内



児童クラブ



行橋市教育委員会

児童クラブとは・・・

放課後児童クラブは、就労や疾病等の理由で、家に帰っても保護者のいない家庭の子ども達が安全に楽しく過ごせる場を提供し、また異年齢の集団の中で個性を活かして、心豊かで元気な子どもを育成することを目的としています。

児童クラブは保護者や家族が就労等により、昼間、養育できない時間、小学生を預かりその遊びと生活を支援する場所です。趣旨をご理解の上、ご利用ください。

対象となる児童と入所期間

入所の対象となるのは、市内の小学校に通う1年生から6年生で、保護者及び同居親族の全てが下表のいずれかの事情により、昼間に養育を受けることができない児童です。

No.	入 所 事 由		入所できる期間
1	就 労	居宅外または居宅内の就労のため	就労する期間
2	就 学	学校へ通うため	就学する期間
3	出 産	出産のため	出産予定月を含む最長3ヶ月以内の期間
4	障 害	心身に障がいをもっているため	入所を必要とする期間
	疾 病	疾病、もしくは負傷のため	
	介 護	同居及び別居の親族を常時看護・介護するため	
5	災 害	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたるため	災害復旧が完了するまでの期間

▼必ずご確認ください▼

- 入所希望が規定の人数を超えた場合は、低学年(1～3年生)等保育の優先度の高い児童の入所を優先いたします。
- 規定の人数に達しているクラブは、5月以降の入所(夏休み含む)募集を行いません。ご了承ください。
- 入所できる期間に該当中であっても、入所は最長で年度末(3月31日)までです。
- 次年度も入所を希望する場合は、新たに申込みが必要となります。
- 就労の場合、保護者の勤務のある日・時間帯のみ児童クラブをご利用ください。
- 求職の場合、2ヶ月間(会社訪問、面接等で保育ができない日)まで利用可能です。

開所時間と休所日

【開所時間】	○授業のある日 放課後 ～ 午後6時 ○授業のない日(学校休業日) 午前8時 ～ 午後6時 ※ただし、希望があれば午後7時までの延長あり。
【休所日】	日曜日、国民の祝日、8月13日～15日、 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

●児童の安全確保のため、**保護者によるお迎えが原則**となっていますので、開所時間内にお迎えにお越しく
ださい。なお、同じ学校に通う兄弟がお迎えに来る場合は、**兄弟の下校時のみ**お迎えが可能です。
クラブの場所により、兄弟のお迎えが不可の場合もありますので、各児童クラブへご確認ください。

●感染症等(例:新型コロナウイルス、インフルエンザなど)による学級・学年閉鎖の対象となった児童は、閉鎖期
間中本人が発症していなくても、感染拡大防止のため児童クラブへの出席をご遠慮いただくようお願いしま
す。

学級・学年閉鎖の対象となった児童のお世話のため、保護者が在宅の場合は、その兄弟姉妹についても出席を
ご遠慮いただくようご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染者が出た場合、クラブを臨時休所にする場合があります。

延長利用（午後6時～午後7時）について

●原則として、事前に「延長利用登録申請書」を提出し、登録された方のみ利用できます。

延長を利用する人数等を事前に把握するため、利用する可能性がある場合は登録のご協力をお願いします。

●利用する際は、必ず事前(前日まで)に児童クラブへご連絡をお願いします。

急な残業等により、突発的にお迎えが午後6時を過ぎてしまった場合、延長利用の登録を行っていない方
でも、延長料金(1回:100円)をいただくこととなりますので、ご了承ください。

保険加入について

入所される児童には、スポーツ安全保険に加入していただきます。

保険金の支払いは、治療日数(入院日数及び実通院日数)が1日から補償されます。

損害保険は児童クラブで一括加入し、保険料800円をお支払いいただきます。

【東京海上日動火災保険株式会社】

- ・死亡 2,000万円
- ・後遺障害給付金 最高 3,000万円
- ・入院給付金 日額 4,000円(1日目から180日限度)
- ・通院給付金 日額 1,500円(1日目から30日限度)

利用料金(入所料等)について

入所料	月額 5,000 円 ※児童 2 人以上入所の場合は、第 2 子から 月額 2,500 円
おやつ代	月額 2,000 円
損害保険料	年額 800 円 (最初の支払月に一括払)
延長料	1 回 100 円 (翌月払:上限 1,500 円) または月額 1,500 円(当月払)
支払方法	口座振替 (毎月 25 日、金融機関が休業の場合は翌営業日)

- 残高不足等により口座振替が出来なかった場合は、**納付書**でお支払いいただきます。再振替はできませんので、指定期日に必ず振替ができるようにお願いします。
- 月の途中で退所したり、利用日が少ない場合であっても、**日割り計算による減額はありませぬ**のでご注意ください。
- 退所月に利用した延長料は、退所後のお支払い(退所月の翌月)になるため、口座振替を行うことができません。後日納付書をお渡しいたしますので、**金融機関**でお支払いください。

入所料等の減免について

次の場合は、入所料等の減免を受けることができますので、該当する方は**減免申請書**を提出してください。

▼該当する方▼	入所料	おやつ代	保険料
生活保護世帯	全額免除	免除なし	全額免除
ひとり親世帯・ 市県民税非課税世帯	半額免除	免除なし	免除なし
食物アレルギー	免除なし	全額免除	免除なし

※食物アレルギーにより児童クラブのおやつを食べられない児童は、おやつ代をいただきませぬので、おやつをご家庭から持参してください。

ご注意ください!

- 減免申請書の提出がない場合は、減免対象になりませぬ。**
- 入所決定通知で金額をお知らせしていますので、必ずご確認ください。
- 年度途中で申請する場合は、**申請書提出日の翌月分**から減免対象になります。

入所申込みに必要な書類

必ず提出するもの

1. 児童クラブ利用申請書(両面)

記入漏れのないようご注意ください。

また、裏面「同意書」は、必ずご一読いただき、署名、押印をお願いします。

2. 保護者、同居の祖父母等が昼間に児童を養育できないことを証明する書類

▼下記のとおり、理由ごとに書類の提出をお願いします。

同一敷地内に住む祖父母や、同一世帯の親族(児童の兄姉は任意)も提出が必要です。

▽ 理由 ▽	▽ 提出書類 ▽
就 労	①勤務証明書 「事業主記入欄」は、必ず事業主が記入・証明してください。 ★自営業・農業の方は、勤務証明書をご自身で記入し、 <u>申告書・営業許可書等の写し</u> を添付してください。
就 学	①申立書 ②在学証明書、カリキュラム等の在学を証明できるもの
障害、疾病、 家族の介護	①申立書 ②該当する下記のいずれかの書類 ・医師の診断書(病名、治療期間、保育できない状態かどうか、または介護の必要性等を明記したもの) ・障害者手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し(介護認定を受けたもの)
出 産	①申立書 ②母子手帳の写し(出産予定日記載箇所)
災害復旧	①申立書 ②り災証明書
求 職	①申立書 ②ハローワークカードの写し

3. 児童状況調べ①

児童クラブで安全に過ごせるよう、お子様の健康状態や体質等をご記入ください。

4. お子様の安全を守るために(お願い)

保護者以外の送迎者(お迎え代理人)の氏名及び連絡先をご記入ください。

※代理人が居ない場合は、住所、保護者氏名、児童名のみ記入してご提出ください。

1と3は、入所を希望する児童1人ごとに1部必要です。

2と4は、きょうだいで入所する場合でも、世帯で1部を提出してください。

該当する場合に提出するもの

1. 口座振替依頼書

- 新規で入所を希望される方、1年以上ご利用のない方はご提出ください。
- 入所料等は原則口座振替でお支払いいただくようお願いしています。
- 利用開始月の前月25日までに提出してください。不備があった場合、手続きが完了するまで納付書でのお支払いとなりますので、ご注意ください。
- 金融機関届出印は、お間違いのないようにご確認ください。
- 押印がうまく出来なかった場合(写りが悪い等)は、枠内に収まれば隣に押印しても構いません。枠外の押印は無効のため、市役所担当課または児童クラブから新しい用紙をお受け取りください。
- 金融機関名、氏名、住所、フリガナ、口座番号等すべて記入漏れのないようお願いいたします。

▼利用できる金融機関は下記のとおりです

- | | | |
|-------------|---------|------------|
| ・福岡銀行 | ・北九州銀行 | ・九州労働金庫 |
| ・西日本シティ銀行 | ・田川信用金庫 | ・福岡ひびき信用金庫 |
| ・福岡京築農業協同組合 | ・福岡中央銀行 | |



2. 延長利用登録申込(終了届出)書

延長利用(2ページを参照)を希望する場合に、ご提出ください。

3. 減免申請書

入所料等の減免事由に該当する場合(3ページを参照)に、ご提出ください。

申請書が提出されないと、減免対象になりませんのでご注意ください。

非課税による減免申請の場合、市外から転入の方は非課税証明書の提出を求められることがあります。

4. 児童状況調べ②

お子様に発作や服薬がある場合にご提出ください。お子様が児童クラブで楽しく健康に過ごせるよう配慮するため、参考にさせていただきますので、ご提出にご協力ください。

5. 与薬依頼書 (入所後、与薬が必要な時に提出してください。)

原則として、与薬の取扱は行っていませんが、医師の指示等やむを得ず与薬が必要となる場合に限り、お子様の健康を守るため、保護者より連絡を受けた場合のみ対応しています。

与薬が必要なときは、各児童クラブまたは市役所担当課にお問い合わせの上、与薬依頼書を提出してください。

児童クラブ職員が声掛けして飲ませる場合のみ提出します。自分で飲める場合は不要です。

用紙は各児童クラブまたは市役所担当課でお渡します。

記入方法等でご不明な点がございましたら、ご相談ください。

入所決定について

- 入所の可否について、ご提出いただいた利用申請書等に基づき審査し、決定します。
申請書を提出した時点で、入所が決定するわけではありませんのでご注意ください。
また、いただいた個人情報については、個人情報保護規定に則り適正に管理いたします。
- 申請が規定の人数を超えたクラブで、入所できなかった児童は待機児童として登録します。
クラブに空きが出たときに入所をご案内します。

年度途中での入所・退所について

- 入所するとき
入所希望月の前月の15日までに、利用申請書等を希望する児童クラブまたは市役所担当課へ提出してください。クラブに空きが無い場合は、待機児童として登録します。
- 退所するとき
退所する月の当月末までに、利用中の児童クラブに「退所届」を提出してください。
(例:10月20日で退所を希望 ⇒ 10月31日までに退所届を提出)
提出が遅れますと、翌月の利用がなくても、入所料等を全額徴収しますのでご注意ください。

申請の取り下げについて

- 令和5年度当初申請の提出後に、児童クラブを利用する必要が無くなった場合は、**令和5年3月24日(金)まで**に、「入所取下届」を市役所担当課または入所予定であった児童クラブへ提出してください。
- 年度途中での申請の場合は、利用開始日の3日前までに取下届を提出してください。
また、長期休暇のご利用の場合は、取下届提出期限を別途指定します。
- 入所料等は、取下期限を過ぎると全額徴収します。また、長期休暇の取下の場合、利用料の引落後に払い戻しとなることもあります。できるだけ早めのご提出をお願いします。

おやつについて

- 食物アレルギーがある児童以外は、みなさんにおやつを提供することになっています。
食物アレルギーがある児童は、おやつをご家庭から持参してください。クラブでの代替食等の対応はできません。また、食物アレルギーがある児童以外は、おやつ代の免除はできません。

ご不明な点は、各児童クラブまたは市役所担当課へお問合せください。
「退所届」等の各種申請書類も、各児童クラブと市役所担当課でご用意しています。



入所後のご案内



一日の生活(例)

●平日

放課後	☆ただいま
	☆おやつ
	☆宿題
	☆自主活動
18時00分	☆さようなら
	▼ 延長 ▼
19時00分	

●長期休校日・学校休校日

8時	☆おはよう ☆学習 ☆自主活動
12時頃	☆昼食 ☆自主活動
	☆おやつ ☆自主活動
18時00分	☆さようなら
	▼ 延長 ▼
19時00分	

入所時に用意するもの(例)

※各児童クラブへご確認ください

- ぞうきん 1枚
- ティッシュペーパー 1箱



児童クラブに置いておくもの(個人用)

- 着替え(洋服上下・下着上下・くつ下を袋に入れて下さい)
- ※個人用については、必ず名前を記入して下さい。

持ち物について

※各児童クラブへご確認ください

- 連絡ファイル、または連絡ノート(各クラブで準備します)
 - 必要以外の物は、持たせないで下さい。
(特に必要のないお金・ゲーム・おもちゃ類)
 - 個人用の持ち物は必ず名前を記入して下さい。
- ※長期休暇・学校休校日の持ち物は、その都度連絡します。



お休みする場合

欠席などの連絡は、保護者から児童クラブへお願いします。

特に無断欠席は、事故の原因にもなりますので、必ず連絡してください。電話に出ることができない場合もありますので、その際は留守番電話に欠席する旨のメッセージを残してください。

※クラブにより、連絡ツールが異なりますので、各児童クラブへご確認ください。

送迎について

●お迎えが原則です！

習い事等のため児童だけで歩いて校外に出る場合は、必ず児童クラブへご相談ください。

●学校休業日の登所について

児童の安全を考慮し、原則として保護者が児童クラブへ送り届けてください。

昼食について

学校給食のない日は、お弁当・水筒を持参して下さい。

デザートや要冷蔵のもの、カップラーメンなどの加工が必要なものは持たせないでください。



おやつについて

●児童クラブでは、夕方まで過ごす児童への補食として、おやつを出しています。

おやつはその目的・衛生面等を考慮し、その場での完食を基本としていますので、原則としておやつのお持ち帰りはできません。

●ただし、おやつを食べる前に保護者がお迎えに来た場合で、当日のおやつが持ち帰り可能なもの(スナック菓子や個別包装のもの)の場合は、お帰りの際に保護者の方にその日のおやつをできる限りお渡しします。その際は下記の点にご注意ください。

●おやつを持ち帰るときは、下校途中で食べたり破棄したりせず、必ず自宅まで持ち帰ってください。持ち帰ったおやつは、賞味期限や衛生面からも、その日のうちに食べるようにしてください。児童クラブをお休みした日の、おやつを取り置きやおやつ代の減免はできません。

行橋市児童クラブ一覧



	クラブ名	郵便番号	住 所	電 話	目安(人)	保育場所
1	行橋小児童クラブ	824-0003	大橋 2-17-1	22-2975	60	専用施設
2	行橋北小児童クラブ	824-0001	行事 6-20-1	24-7752	55	学校施設
3	第2行橋北小児童クラブ	824-0001	行事 6-20-1	25-0201	35	学校施設
4	行橋南小児童クラブ	824-0032	南大橋 2-5-1	24-3515	80	学校施設
5	延永小児童クラブ	824-0064	上津熊 125	22-0214	60	学校施設
6	第2延永小児童クラブ	824-0064	上津熊 125	25-8321	35	学校施設
7	泉小児童クラブ	824-0034	泉中央 4-1-1	25-8075	64	専用施設
8	第2泉小児童クラブ	824-0034	泉中央 4-8-64	23-0044	64	専用施設
9	仲津小児童クラブ	824-0026	道場寺 1439	23-3399	75	専用施設
10	稗田小児童クラブ	824-0054	下稗田 967	22-0185	60	専用施設
11	今川小児童クラブ	824-0048	宝山 857	25-3102	60	専用施設
12	蓑島小児童クラブ	824-0011	蓑島 841-1	25-3341	30	学校施設
13	今元小児童クラブ	824-0015	元永 687	23-1155	64	専用施設
14	行橋保育園児童クラブ	824-0003	大橋 3-4-23	22-2557	80	専用施設
15	コスモス児童クラブ	824-0036	南泉 2-18-40	23-0885	110	専用施設
16	ときいろ児童クラブ	824-0048	宝山 706	22-2213	70	専用施設
17	みのり児童クラブ	824-0075	長尾 518	26-5082	40	専用施設
18	むつみ保育園児童クラブ	824-0066	吉国 592-3	28-8191	40	専用施設

